



## 【共通版】公募要領

2023 年度

「民間公益活動を推進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」に基づく

## 支援対象団体公募要領

2024 年 11 月

特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム

---

目次

第Ⅰ編 公募について .....	2
1章 公募の趣旨 .....	2
01 趣旨 .....	2
02 休眠預金等交付金に係る資金の活用により目指す姿 .....	3
03 休眠預金等に係る資金の活用にあたっての基本原則 .....	3
04 優先的に解決すべき社会の諸課題 .....	3
2章 支援対象となる団体 .....	4
01 支援対象団体とその役割 .....	4
02 事業の評価 .....	5
03 申請資格要件 .....	5
04 申請時の注意事項 .....	6
第Ⅱ編 申請について .....	7
1章 審査結果の通知等 .....	7
01 審査結果の通知方法 .....	7
02 審査結果の情報公開 .....	7
第Ⅲ編 選定から活動終了まで .....	8
1章 選定・契約について .....	8
01 役務提供契約及びその要点 .....	8
2章 その他 .....	9
01 個人情報の取扱いについて .....	9
お問い合わせ先 .....	9

# 第 I 編 公募について

---

## 1 章 公募の趣旨

---

### 01 趣旨

我が国においては、人口減少、高齢化及び国際化の進展等の経済社会情勢の急速な変化が生じており、国民生活の質や水準への影響等、様々な社会課題に直面しています。一方で、様々な社会課題の中には、法制度や予算等の仕組み上、既存の施策では十分な対応が困難であり、国及び地方公共団体では対応が困難な課題が多くあります。

これらの社会課題の解決に資する民間公益活動を促進するための「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成 28 年法律第 101 号）」（以下「法」という。）等<sup>1</sup>に基づき、一般財団法人日本民間公益活動連携機構<sup>2</sup>（以下「JANPIA」という。）は、法に基づく指定活用団体として、2019 年度より民間公益活動を行う団体に対して、助成を行ってきました

これまで、幅広い助成事業が実施され、その多くで所期の成果がもたらされている一方で、ソーシャルセクターの担い手の育成の必要性が確認されました。そこで、[民間公益活動の担い手または、将来的に担い手を目指す団体（支援対象団体）]に対して、専門的なアドバイスや支援を行う活動支援団体の制度が開始され、2023 年度の公募において、当団体が採択されました。

当団体では、後述（3）活動支援プログラムを通じて、発災時に休眠預金を活用して支援活動ができる団体数を増加させることを目的としており、後述（2）支援対象団体の災害対応の体制作りのための支援を実施してまいります。

なお、本制度における活動支援団体等の定義は以下のとおりです。

#### （1）活動支援団体

活動支援団体は、後述する（2）の支援対象団体に対して、当該団体が抱える事業実施や組織運営に係る課題の解決を目的に、専門的なアドバイスや支援を行う団体を指します。

#### （2）支援対象団体

支援対象団体は、民間公益活動の担い手又は将来的に担い手となることを目指す団体等で、活動支援団体によるアドバイスや支援を受ける団体等（個人を含む）を指します。

#### （3）活動支援プログラム

---

<sup>1</sup>休眠預金等活用制度について：民間公益活動促進のための休眠預金等活用 - 内閣府 ([cao.go.jp](http://cao.go.jp))

<sup>2</sup>一般財団法人日本民間公益活動連携機構（JANPIA）、[JANPIA の 10 項目のミッションと 7 項目のバリュー](#)

支援対象団体が抱える課題解決を目的として、活動支援団体が支援対象団体を対象に行う非資金的支援の対象や方法等をまとめたプログラムを指します。

## 02 休眠預金等交付金に係る資金の活用により目指す姿<sup>3</sup>

休眠預金等交付金に係る資金（以下「休眠預金等に係る資金」という。）の活用目的は以下2点です。

- ① 国及び地方公共団体が対応することが困難な社会課題の解決を図ること
- ② 民間公益活動の自立した担い手の育成及び民間公益活動に係る資金を調達することができる環境を整備すること

これらの目的を達成することで以下のような効果が期待されます。

- 社会課題の解決のための自律的かつ持続的な仕組みが構築される
- 民間公益活動を行う団体等が民間の資金を自ら調達して事業の持続可能性を確保する
- 我が国の社会課題解決能力が飛躍的に向上する
- 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献する

本事業の財源である休眠預金等は国民の資産であることから、国民をはじめとするステークホルダーに対する事業の透明性や説明責任を果たすとともに、事業による成果の可視化も求められます。そのため休眠預金活用事業では、事業評価の実施を重視します。また、民間公益活動の持続可能性を担保するために、民間公益活動を担う組織能力強化を目的とした伴走支援に重点を置いています。

## 03 休眠預金等に係る資金の活用にあたっての基本原則<sup>4</sup>

休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針において「休眠預金等に係る資金の活用にあたっての基本原則」が定められています。この基本原則に基づいて、休眠預金等に係る資金を活用する指定活用団体、資金分配団体、活動支援団体、実行団体及び支援対象団体は業務を遂行することが求められます。基本原則は以下の9項目から構成されています。

- (1) 国民への還元
- (2) 共助
- (3) 持続可能性
- (4) 透明性・説明責任
- (5) 公正性
- (6) 多様性
- (7) 革新性
- (8) 成果最大化
- (9) 民間主導

## 04 優先的に解決すべき社会の諸課題

休眠預金活用事業において優先的に解決すべき社会の諸課題は以下のとおりです。

[優先的に解決すべき社会の諸課題]

<sup>3</sup> 「休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針」P3～4

<sup>4</sup> 「休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針」P5～8

- (1) 子ども及び若者の支援に係る活動
  - ① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
  - ② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
  - ③ 社会的課題の解決を担う若者の能力開発支援
- (2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
  - ④ 働くことが困難な人への支援
  - ⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
  - ⑥ 女性の経済的自立への支援
- (3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
  - ⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
  - ⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援

このうち、本公募により支援する民間公益活動では、

- (1) 子ども及び若者の支援に係る活動
  - ① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
- (2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
  - ⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
- (3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
  - ⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援

の解決を重点的に目指しています。

## 2章 支援対象となる団体

---

### 01 支援対象団体とその役割

支援対象団体は、活動支援団体から助言又は派遣を受けるものであり、民間公益活動の新たな担い手となることが見込まれることから、以下のような役割を期待します。

- ① 将来的に自立した民間公益活動の担い手となり、社会の諸課題の解決に向けた活動に取り組む。
- ② 活動支援団体から必要な非資金的支援を受けることにより、自身が抱える組織や活動における課題を解決し、将来の民間公益活動の自立した担い手として成長・発展することを目指す。
- ③ 自らが設定した目標の達成度やその効果を把握し、活動支援団体にフィードバック

くすることにより、本制度の一層の改善につなげる。

## 02 事業の評価

国民の資産である休眠預金等に係る資金の活用に当たっては、その成果を広く国民一般にわかりやすい形で公表し説明責任を果たす必要があります。そのために活動支援団体は事業実施においては、達成すべき成果を事前に明示したうえで、その成果の達成度合いを重視した「社会的インパクト評価」を、自己評価を基本に実施することで成果の可視化に取り組むこととしています。

なお、支援対象団体には、社会的インパクト評価の実施を一律には求めませんが、自らが取り組む組織・活動上の課題解決の進捗状況、自らが設定した目標の達成度や活動支援プログラムによる支援の効果等を把握し、活動支援団体に報告します。

※評価の詳細は、JANPIA の WEB サイトに掲載している、「休眠預金活用における社会的インパクト評価」をご確認ください。

## 03 申請資格要件

以下のいずれかに該当する場合は支援対象となりません。

- 宗教の教義を広め儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体
- 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体
- 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
- 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。次号において同じ。）
- 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にある団体
- 暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する反社会的団体
- 資金分配団体の選定若しくは実行団体の選定を取り消され、その取り消しの日から 3 年を経過しない団体、又は他の助成制度においてこれに準ずる措置を受け、当該措置の日から 3 年を経過しない団体
- 役員のうち次のいずれかに該当する者がいる団体
  - （ア）禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過しない者

(イ) 法の規定により罰金の刑に処され、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者

- ガバナンス・コンプライアンスの体制面で、特定の企業・団体等から独立していない団体
- 独立行政法人および国立大学法人

#### 04 申請時の注意事項

- 利益相反防止の観点から、活動支援団体の理事等の役員が支援対象団体の候補団体の役員に就任している場合、又はその逆のケースは、候補団体の申請は不可とします。過去に兼職関係があった場合、退任6か月間は当該候補団体による支援対象団体への公募申請はできないものとします。
- 今回申請する活動と、同時期に他の活動支援団体へ申請している又は申請する予定の活動は別事業であることが必要です。採択結果が分からない段階で、複数の活動支援団体に同一活動の申請をすることはできません。

---

## 第Ⅱ編 申請について

---

### 1章 審査結果の通知等

---

#### 01 審査結果の通知方法

審査の結果は申請団体に対し電子メールで通知します。

#### 02 審査結果の情報公開

- ① 休眠預金活用事業の原資が国民の資産であることに鑑み、「国民への説明責任」を果たすため、「情報開示の徹底」、「本制度全体の透明性の確保」等が強く求められています。活動支援団体は、採択の有無に関わらずすべての申請団体の情報（団体名・所在地・事業名・事業概要）をWEBサイトで広く公開します。ただし、民間公益活動を行おうとする個人の場合は、個人情報（氏名、住所等）については、公表の対象から除くものとしします。
- ② 活動支援団体は、選定した支援対象団体の情報（選定した支援対象団体の名称、申請事業の名称及び概要、選定過程、選定理由）を活動支援団体のWEBサイトで広く一般に公開します、但し公開にあたっては、当該支援対象団体の正当な権利又は利益を損なわないように配慮します。
- ③ JANPIA では JANPIA の WEB サイト上に活動支援団体の WEB サイトへのリンクを設定するなど、各活動支援団体の支援対象団体の公募の進捗について一般に公開します。また活動支援団体との協議の上、公募に関する情報を、JANPIA の事業報告書・WEB サイトその他の媒体により広く一般に公開できるものとしします。

なお、上記の各公表は、少なくとも支援期間が終了するまで継続します。また、上記に関しては情報公開同意書（支援申請書に記載がある）を提出していただきます。ただし、公表にあたっては、当該支援対象団体の権利・利益を損なわないように配慮します。

---

## 第III編 選定から活動終了まで

---

### 1章 選定・契約について

---

#### 01 役務提供契約及びその要点

役務提供契約は、事業の実施に関して必要な事項を定めた JANPIA 指定の役務提供契約書（ひな型）により行います。原則、この役務提供契約は変更できません。以下、役務提供契約の要点を記載します。詳細については役務提供契約書（ひな型）をご参照ください。

① 進捗管理、各種報告

活動支援団体は支援対象団体の進捗管理を行います。原則として毎月1回以上、対面形式（WEB会議を含む）による進捗状況について協議を行います。

また、支援対象団体は、役務提供契約に基づき、休眠預金助成システムを用いて原則として6か月ごとに民間公益活動の進捗状況の報告を行います。さらに、各事業年度が終了するごとに翌月までに事業の報告を行います。

② 不正行為等について

違法行為等が疑われる場合には、直ちに活動支援団体に通知し不正行為等の是正のために必要な措置を講ずるものとします。

なお、支援対象団体は不正行為等の事案が明らかになった場合は、当該事案が発生した原因を究明し、再発の防止のための措置を講ずるとともに、その事案の内容等について活動支援団体に報告し公表することとします。

③ 支援対象団体の選定及び監督

活動支援団体は、支援対象団体の選定に当たっては、支援対象団体の多様性に十分配慮するとともに、採択結果が特定の団体等に偏らないよう留意します。なお、活動支援団体と支援対象団体は役務提供契約を締結し、事業の進捗状況の把握と緊密な連携を行います。

④ 事業の評価

休眠預金制度の事業の実施に当たっては、達成すべき成果を事前に明示したうえで、その成果の達成度合いを重視した「社会的インパクト評価」を実施することで、成果の可視化に取り組むこととしています。活動支援団体が活動支援プログラムの評価をしますので、そのために必要な情報の提供に協力してください。

⑤ シンボルマークの活用

休眠預金等を活用して実施する事業であることを示すためのシンボルマーク<sup>5</sup>を表示してください。具体的な利用方法については、JANPIA が別途定める「シンボルマーク利用手引き」をご参照ください。

⑥ 情報公開

活動支援団体は、支援対象団体の公募に当たって、公募要領や公募に必要な書式について

---

<sup>5</sup> [シンボルマークのダウンロード](#)、[シンボルマークの規程、手引き等](#)

自団体の WEB サイトで公表します<sup>6</sup>。なお、JANPIA は、活動支援団体及び支援対象団体が助成システムへ登録した情報のうち公開情報として登録された情報について、広く一般に公開できるものとします<sup>7</sup>。

#### ⑦ 選定の取消し

活動支援団体は、支援対象団体が次のいずれかに該当すると判断した場合、選定の取消し、又は本支援対象活動の全部若しくは一部の停止を求めることができます。支援対象団体は、この求めに応じる必要があります。さらに、選定を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない団体は、活動支援団体の選定に申請することができません。

- 本支援対象活動の適正かつ確実な実施が困難であるとき
- 不正行為等があったとき
- 関連法規等に基づく措置、処分等又は役務提供契約に違反したとき
- 上記に掲げる事由のほか、本契約が解除された場合、その他事業の適正な遂行が困難と認められるとき

## 2章 その他

---

### 01 個人情報の取扱いについて

ジャパン・プラットフォームのプライバシーポリシーをご参照ください。

<https://www.japanplatform.org/privacy.html>

## お問い合わせ先

---

特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム  
〒102-0083 東京都千代田麹町 3-6-5 麹町 GN 安田ビル 4 階  
地域事業部 2023 年活動支援事業担当（小宮）  
k\_apply@japanplatform.org

---

<sup>6</sup> 公募終了時に、申請した団体の情報（団体名・所在地・事業名・事業概要）、さらに採択団体決定時に、選定した支援対象団体の名称、申請事業の名称及び概要、選定過程、選定理由を当該活動支援団体の WEB サイトで少なくとも支援期間が終了するまで一般に公表します。

<sup>7</sup> これらの事業の情報に関して JANPIA は、活動支援団体および支援対象団体と協議の上、JANPIA の事業報告書・WEB サイトその他の媒体により広く一般に公開できるものとします。